（別紙）

**「農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部改正案」に寄せられた御意見及びそれに対する考え方について**

○取りまとめの都合上、内容を適宜要約・統合しています。
○今回の改正案と直接関係がないため掲載していない御意見等もありますが、今後の施策の参考とさせていただきます。

| 御意見 | 御意見に対する考え方 |
| --- | --- |
| 今般の改正では、地域計画の区域外の農地において新たに農用地利用集積等促進計画を策定する場合は、農用地等の利用状況等の書類が必要になり、その確認に新たな手間が発生することとなる。そのため、農業委員会に意見照会を行った場合においては、農用地利用集積等促進計画を策定する農地が、地域計画の区域外であるか否かや、新規策定であるか更新であるか否かにかかわらず、添付書類を一律で求めないこととした方が良いのではないか。 | 本改正は、農用地利用集積等促進計画の策定に際し、従来から農地中間管理機構が任意で省略できることとされている添付書類について、一律に添付を不要とするものであり、地域計画の区域外において農用地利用集積等促進計画を策定する場合に、新たな手続等を求めるものではありません。<br>その上で、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |